

# ひたちなか市

在宅医療

介護

の連携で

拡

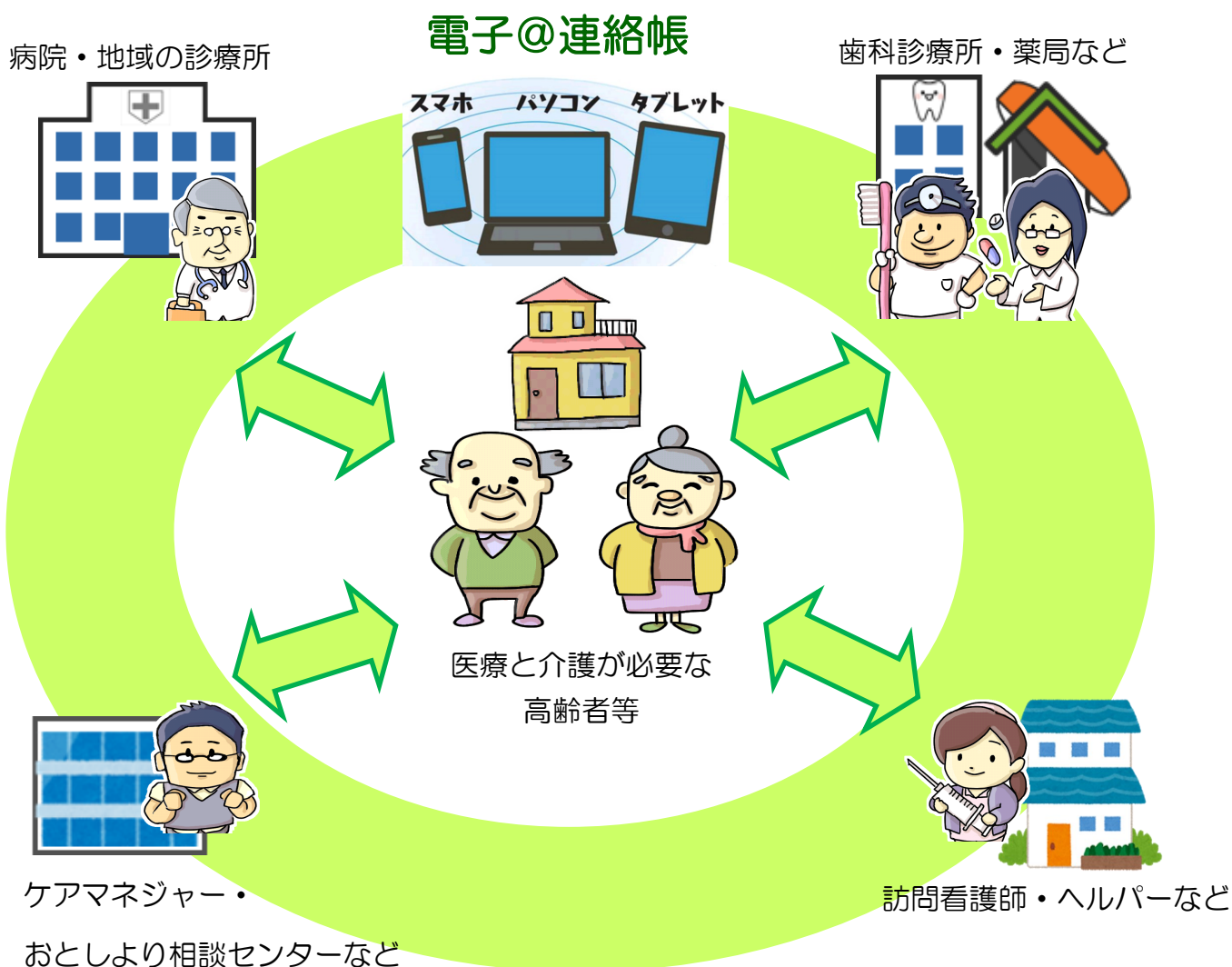
が

る

安

心

～電子@連絡帳のご紹介～



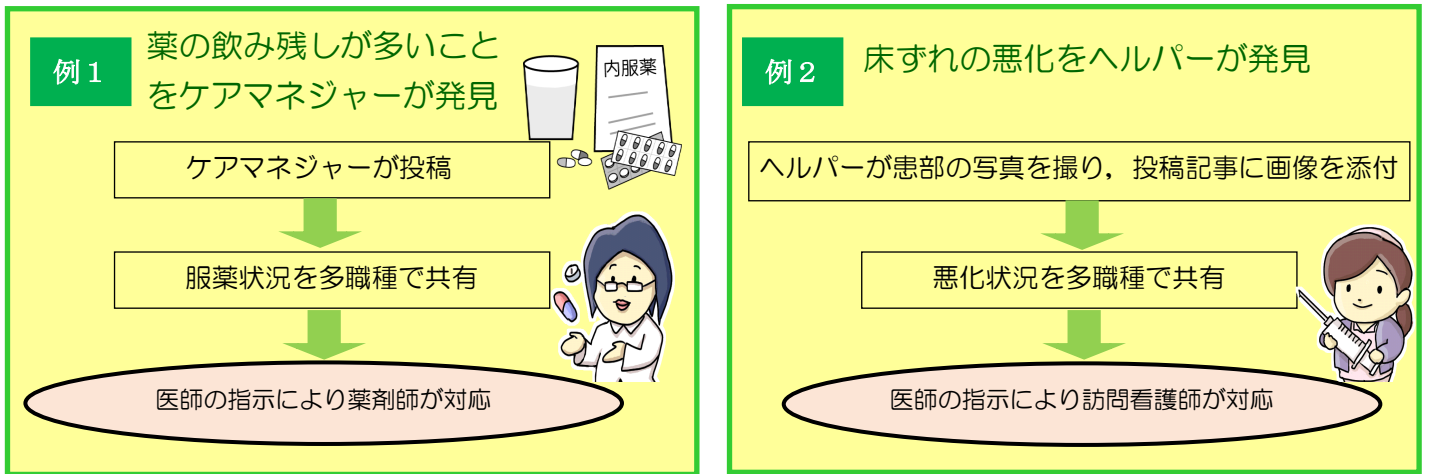
## ①電子@連絡帳とは

ひたちなか市では、平成30年4月より、医療と介護の両方を必要とする高齢者等が安心して在宅での生活を継続できるようにするため、医療や介護に関わる多職種※の連携推進に向け、情報共有ツール「電子@連絡帳」の運用を開始しました。本市にお住いで、在宅医療や介護サービスを受けている方について、プライバシー保護を厳重に行いながら、支援経過など必要な情報の一部を共有し、タイムリーかつ適切な支援を目指します。本市では、効率的・効果的な情報共有により多職種がしっかりと連携できる「電子@連絡帳」の普及に努めています。

※多職種：医師、看護師、ケアマネジャーなどの医療や介護事業者の総称です。

## ②電子@連絡帳で出来ること

電子@連絡帳は、患者さんに関わる多職種がチームになり、情報を共有するものです。在宅では、入院等と異なり、普段と違う症状がある場合や、服薬管理ができていない場合などに、気づくのが遅れてしまうことがあります。電子@連絡帳は、多職種が行った処置等の記事投稿のほか、画像の添付等ができるため、さまざまな状況の変化に迅速な対応が可能となります。



## ③電子@連絡帳を利用したい場合

電子@連絡帳を利用した情報共有を希望する場合は、かかりつけ医や担当ケアマネジャー等にご相談ください。

なお、かかりつけ医やケアマネジャー等が、電子@連絡帳の利用が必要と判断した場合は、患者さん（家族等）に対し、説明をさせていただくこともあります。

※主に介護認定を受けている方などが、電子@連絡帳を用いた情報提供の対象となります。

## ④利用にあたっての留意点

電子@連絡帳を用いて多職種が情報共有する場合は、必ず、患者さん（家族等）の同意を必要としています。同意なく電子@連絡帳を用いた情報共有が始まることはありません。また、一度は同意のうえ、電子@連絡帳を用いた多職種による情報共有が開始されたとしても、途中でこれをやめたい場合は、いつでもやめることができます。なお、電子@連絡帳による情報共有は、関係者のみで行うものであり、患者さん（家族等）が閲覧できるものではありません。

## よくある質問

Q：個人情報漏洩が心配なのですが、どのようなセキュリティがかかっているのでしょうか。

A：このネットワークは、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（厚生労働省）に基づいて、外部からの不正な侵入に対して厳格に情報保護しています。

Q：電子@連絡帳の利用にあたり、何か必要なものはありますか。

A：④に記載のある同意が必要となりますが、それ以外に患者さん（家族等）にご用意いただくものはありません。

ご相談・お問合せは、下記までお願いします。

ひたちなか市高齢福祉課 在宅医療・介護連携推進室

Tel：273-0111 Fax：354-6467

ひたちなか市 電子@連絡帳  
ポータルサイト

<https://ptl.ij-renrakucho.jp/hitachinaka/>

ひたちなか 電子連絡帳 検索

